

第 三 編

最高裁判所裁判官国民審査に
関する調

一 総 括

1 審査分会長及び同職務代理者に関する調

審査分会長 今 井 陸
職務代理者 渕 貴美子

2 審査に付された最高裁判所裁判官の氏名等に関する調

氏 名	生年月日	任命年月日
高 須 順 一	昭和34年10月 9 日	令和 7 年 3 月27日
沖 野 眞 己	昭和39年 1 月12日	令和 7 年 7 月24日

二 投票結果に関する調

1 投票状況に関する調

市町村名	選挙当日有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大分市(第一開票区)	181,727	201,202	382,929	97,732	106,717	204,449	83,995	94,485	178,480	53.78	53.04	53.39
大分市(第二開票区)	4,629	5,264	9,893	2,478	2,750	5,228	2,151	2,514	4,665	53.53	52.24	52.85
別府市	41,515	50,473	91,988	21,748	26,278	48,026	19,767	24,195	43,962	52.39	52.06	52.21
中津市	31,779	34,307	66,086	17,303	18,521	35,824	14,476	15,786	30,262	54.45	53.99	54.21
日田市	23,667	26,673	50,340	14,423	15,517	29,940	9,244	11,156	20,400	60.94	58.17	59.48
佐伯市	25,364	29,575	54,939	14,028	16,098	30,126	11,336	13,477	24,813	55.31	54.43	54.84
臼杵市	13,971	15,742	29,713	7,841	8,585	16,426	6,130	7,157	13,287	56.12	54.54	55.28
津久見市	6,166	6,982	13,148	3,507	4,043	7,550	2,659	2,939	5,598	56.88	57.91	57.42
竹田市	7,598	8,597	16,195	4,568	4,789	9,357	3,030	3,808	6,838	60.12	55.71	57.78
豊後高田市	8,372	9,197	17,569	4,760	5,248	10,008	3,612	3,949	7,561	56.86	57.06	56.96
杵築市	10,845	11,482	22,327	6,398	6,577	12,975	4,447	4,905	9,352	58.99	57.28	58.11
宇佐市	20,421	22,713	43,134	11,933	12,749	24,682	8,488	9,964	18,452	58.43	56.13	57.22
豊後大野市	12,726	14,588	27,314	7,567	8,149	15,716	5,159	6,439	11,598	59.46	55.86	57.54
由布市	13,139	14,482	27,621	7,094	7,445	14,539	6,045	7,037	13,082	53.99	51.41	52.64
国東市	10,444	11,057	21,501	6,498	6,542	13,040	3,946	4,515	8,461	62.22	59.17	60.65
市計	412,363	462,334	874,697	227,878	250,008	477,886	184,485	212,326	396,811	55.26	54.08	54.63
姫島村	723	806	1,529	510	577	1,087	213	229	442	70.54	71.59	71.09
日出町	11,008	12,080	23,088	6,524	7,054	13,578	4,484	5,026	9,510	59.27	58.39	58.81
九重町	3,326	3,654	6,980	1,958	1,963	3,921	1,368	1,691	3,059	58.87	53.72	56.17
玖珠町	5,598	6,075	11,673	3,183	3,310	6,493	2,415	2,765	5,180	56.86	54.49	55.62
町村計	20,655	22,615	43,270	12,175	12,904	25,079	8,480	9,711	18,191	58.94	57.06	57.96
県計	433,018	484,949	917,967	240,053	262,912	502,965	192,965	222,037	415,002	55.44	54.21	54.79

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧野津原町、旧佐賀関町です。

2 点字投票に関する調

市町村名			総 数	内 有 効		内 無 効	
大 分 市			32		30		2
別 府 市			3		3		0
中 津 市			3		3		0
日 田 市			0		0		0
佐 伯 市			4		4		0
臼 杵 市			0		0		0
津 久 見 市			3		3		0
竹 田 市			3		3		0
豊 後 高 田 市			1		1		0
杵 築 市			0		0		0
宇 佐 市			0		0		0
豊 後 大 野 市			1		1		0
由 布 市			0		0		0
国 東 市			0		0		0
市 計			50		48		2
姫 島 村			0		0		0
日 出 町			0		0		0
九 重 町			0		0		0
玖 珠 町			0		0		0
町 村 計			0		0		0
県 計			50		48		2

3 仮投票に関する調

該当なし

4 代理投票に関する調

市町村名			区分	選挙当日投票所における代理投票	期日前投票所における代理投票	
大	分	市		0	248	
別	府	市		35	122	
中	津	市		16	80	
日	田	市		28	97	
佐	伯	市		16	90	
臼	杵	市		6	27	
津	久	見	市	43	8	
竹	田	市		22	19	
豊	後	高	田	市	2	6
杵		築	市	21	9	
宇		佐	市	0	143	
豊	後	大	野	市	7	39
由		布	市	3	30	
国		東	市	13	15	
	市	計		212	933	
姫	島	村		1	24	
日	出	町		7	13	
九	重	町		1	5	
玖	珠	町		1	14	
	町	村	計	10	56	
	県	計		222	989	

5 不在者投票に関する調

(1) 不在者投票の受理、不受理に関する調

区分 市町村名	投票管理者において 受理と決定し、かつ 拒否の決定をしな かったもの	投票管理者において不受理、又は拒否と決定したもの			合 計
		開票管理者において 受理と決定したもの	開票管理者において 不受理と決定したも の	計	
大 分 市	1,349	0	0	0	1,349
別 府 市	752	0	0	0	752
中 津 市	304	0	0	0	304
日 田 市	102	0	0	0	102
佐 伯 市	422	0	0	0	422
臼 杵 市	164	0	0	0	164
津 久 見 市	107	0	0	0	107
竹 田 市	141	0	0	0	141
豊 後 高 田 市	114	0	0	0	114
杵 築 市	118	0	0	0	118
宇 佐 市	263	0	3	3	266
豊 後 大 野 市	230	0	0	0	230
由 布 市	200	0	0	0	200
国 東 市	98	0	0	0	98
市 計	4,364	0	3	3	4,367
姫 島 村	17	0	0	0	17
日 出 町	88	0	0	0	88
九 重 町	39	0	0	0	39
玖 珠 町	52	0	0	0	52
町 村 計	196	0	0	0	196
県 計	4,560	0	3	3	4,563

(2) 船員の不在者投票に関する調

①指定港における投票

該当なし

②船舶内における投票

該当なし

③ア 洋上投票（法第49条第7項該当者）

該当なし

③イ 洋上投票（法第49条第8項該当者）

該当なし

6 在外投票に関する調

(1) 在外投票における投票用紙等の請求件数等に関する調

市町村名	投票用紙等の請求件数						投票用紙等の交付件数						投票用紙等の交付拒絶件数						投票者数						指定在外選挙投票所の開票時刻以降に送致を受けたもの				
	郵便等投票	国内における投票	うち選挙当日の投票	うち期日前投票	うち不在者投票	計	郵便等投票	国内における投票	うち選挙当日の投票	うち期日前投票	うち不在者投票	計	郵便等投票	国内における投票	うち選挙当日の投票	うち期日前投票	うち不在者投票	計	在外公館投票	郵便等投票	国内における投票	うち選挙当日の投票	うち期日前投票	うち不在者投票	計	在外公館投票	郵便等投票	国内における投票	計
大分市	1	2	0	1	1	3	1	2	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	27	0	1	0	1	0	28	0	0	1	1
別府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
中津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0
日田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0
佐伯市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
臼杵市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
竹田市	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
市計	2	2	0	1	1	4	2	2	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	68	1	1	0	1	0	70	0	0	1	1
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
町村計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
県計	2	2	0	1	1	4	2	2	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	69	1	1	0	1	0	71	0	0	1	1

(2) 在外投票の受理、不受理に関する調

市町村名	投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			期日前投票及び選挙当日の投票所における投票	合 計
		開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計		
大 分 市	27	0	0	0	1	28
別 府 市	4	0	0	0	0	4
中 津 市	6	0	0	0	0	6
日 田 市	11	0	0	0	0	11
佐 伯 市	1	0	0	0	0	1
臼 杵 市	2	0	0	0	0	2
津 久 見 市	1	0	0	0	0	1
竹 田 市	3	0	0	0	0	3
豊 後 高 田 市	2	0	0	0	0	2
杵 築 市	0	0	0	0	0	0
宇 佐 市	5	0	0	0	0	5
豊 後 大 野 市	0	0	0	0	0	0
由 布 市	2	0	0	0	0	2
国 東 市	3	0	0	0	0	3
市 計	67	0	0	0	1	68
姫 島 村	0	0	0	0	0	0
日 出 町	0	0	0	0	0	0
九 重 町	0	0	0	0	0	0
玖 珠 町	1	0	0	0	0	1
町 村 計	1	0	0	0	0	1
県 計	68	0	0	0	1	69

三 開票結果に関する調

1 開票状況に関する調

(総括表)

有効投票数	無効投票数	投票総数	その他	投票者総数
486,436	16,437	502,873	92	502,965

区分 裁判官氏名	罷免を可とする 投票数	罷免を可としない 投票数	記載を無効と された投票数	計
高 須 順 一	37,616	448,820	0	486,436
沖 野 眞 己	34,822	451,614	0	486,436

区分 市町村名	高 須 順 一				沖 野 眞 己			
	罷免を可 と する 投 票 数	罷免を可 としない 投 票 数	記載を無 効とされ た投票数	計	罷免を可 と する 投 票 数	罷免を可 としない 投 票 数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市(第一開票区)	6,641	190,495	0	197,136	5,292	191,844	0	197,136
大分市(第二開票区)	534	4,459	0	4,993	456	4,537	0	4,993
別 府 市	1,564	45,117	0	46,681	2,076	44,605	0	46,681
中 津 市	5,051	29,659	0	34,710	4,625	30,085	0	34,710
日 田 市	3,938	24,940	0	28,878	3,702	25,176	0	28,878
佐 伯 市	3,023	26,327	0	29,350	2,810	26,540	0	29,350
臼 杵 市	1,716	14,204	0	15,920	1,583	14,337	0	15,920
津 久 見 市	812	6,462	0	7,274	706	6,568	0	7,274
竹 田 市	1,031	7,815	0	8,846	958	7,888	0	8,846
豊 後 高 田 市	1,045	8,653	0	9,698	971	8,727	0	9,698
杵 築 市	1,467	11,108	0	12,575	1,358	11,217	0	12,575
宇 佐 市	2,994	20,749	0	23,743	2,865	20,878	0	23,743
豊 後 大 野 市	1,580	13,742	0	15,322	1,534	13,788	0	15,322
由 布 市	1,680	12,550	0	14,230	1,645	12,585	0	14,230
国 東 市	1,537	11,162	0	12,699	1,441	11,258	0	12,699
市 計	34,613	427,442	0	462,055	32,022	430,033	0	462,055
姫 島 村	35	1,039	0	1,074	32	1,042	0	1,074
日 出 町	1,813	11,432	0	13,245	1,658	11,587	0	13,245
九 重 町	360	3,457	0	3,817	341	3,476	0	3,817
玖 珠 町	795	5,450	0	6,245	769	5,476	0	6,245
町 村 計	3,003	21,378	0	24,381	2,800	21,581	0	24,381
県 計	37,616	448,820	0	486,436	34,822	451,614	0	486,436

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧野津原町、旧佐賀関町です。

2 無効投票に関する調

区分 市町村名	点字投票以外の投票			計	点 字 投 票					計	無効投票 合 計
	正規の用 紙を用い ないもの	×の記号 以外の事 項を記載 したもの	全員につ いての記 載無効		正規の用 紙を用い ないもの	氏名のほ か他事を 記載した もの	氏名以外 の事項の みを記載 したもの	氏名を自 書しない もの	何人を記 載したか 確認しが たいもの		
大分市(第一開票区)	0	7,261	0	7,261	0	1	1	0	0	2	7,263
大分市(第二開票区)	0	235	0	235	0	0	0	0	0	0	235
別 府 市	0	1,339	0	1,339	0	0	0	0	0	0	1,339
中 津 市	0	1,114	0	1,114	0	0	0	0	0	0	1,114
日 田 市	0	1,058	0	1,058	0	0	0	0	0	0	1,058
佐 伯 市	0	775	0	775	0	0	0	0	0	0	775
臼 杵 市	0	502	0	502	0	0	0	0	0	0	502
津 久 見 市	0	272	0	272	0	0	0	0	0	0	272
竹 田 市	0	511	0	511	0	0	0	0	0	0	511
豊 後 高 田 市	0	310	0	310	0	0	0	0	0	0	310
杵 築 市	0	400	0	400	0	0	0	0	0	0	400
宇 佐 市	0	930	0	930	0	0	0	0	0	0	930
豊 後 大 野 市	0	394	0	394	0	0	0	0	0	0	394
由 布 市	0	306	0	306	0	0	0	0	0	0	306
国 東 市	0	340	0	340	0	0	0	0	0	0	340
市 計	0	15,747	0	15,747	0	1	1	0	0	2	15,749
姫 島 村	0	13	0	13	0	0	0	0	0	0	13
日 出 町	0	323	0	323	0	0	0	0	0	0	323
九 重 町	0	104	0	104	0	0	0	0	0	0	104
玖 珠 町	0	248	0	248	0	0	0	0	0	0	248
町 村 計	0	688	0	688	0	0	0	0	0	0	688
県 計	0	16,435	0	16,435	0	1	1	0	0	2	16,437

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧野津原町、旧佐賀関町です。

令和8年2月8日
行
執

最高裁判所裁判官国民審査公報

大分県選挙管理委員会

告示番号：1



最高裁判所判事
たか す じゅん いち
高須 順一
昭和二十四年一月九日生

略歴

東京都葛飾区生まれ。春日部高校、法政大学法学部を卒業。京都大学大学院法学研究科法政理論専攻修了。京都大学博士（法学）。法政大学名誉教授。

昭和六三年 四月 弁護士登録（東京弁護士会）

平成二年 四月 法政大学法学部非常勤講師

一六年 四月 法政大学大学院法学研究科教授

二一年 一月 法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事

二八年 四月 公益財団法人日本弁護士連合会常務理事

三〇年 四月 法政大学大学院法学研究科長

令和元年 五月 日本弁護士連合会法制調査委員会委員長

二年 六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事

二年 一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員

六年 四月 公益財団法人大学基準協会法務系専門職大学院院認証評価委員会委員

七年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年六月二三日 第二小法廷決定
医療観察法四二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であつて、憲法適合の問題ではない（全員一致・裁判長）。

二 令和七年九月二六日 第二小法廷判決
令和六年に行われた衆議院議員総選挙立時において、公職選挙法三三條一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったこととは、憲法一四條一項等に違反しないとした多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であつたとの意見を付した。

三 令和七年二月二三日 第二小法廷決定
大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の各規定と軽犯罪法一条二二条との間に矛盾抵触はなく憲法九四條には違反しない（全員一致）。

四 令和八年一月九日 第二小法廷判決
国家公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた県は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する国の所有権に基づく建物明渡請求権を代行行使して、同占有者に対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付加）。

裁判官としての心構え

制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に關する充実した解釈論を構築する必要がある。そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専心する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実の關係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切に、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聴き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。

告示番号：2



最高裁判所判事
おきの まこと み
沖野 眞己
昭和三十九年一月二日生

略歴

奈良県生まれ。平群東小学校、平群中学校、大阪教育大学教育学部附属高等学校平野校舎（AFS交換留学プログラムによる米国ミネソタ州・ブレインリー・ハイスクールの東京大学法学部を卒業。米国・ウァージニア大学ロースクール修了（LL.M.）。

昭和六一年（〇月） 司法試験合格

六二年 四月 東京大学法学部助手

平成二年 一月 筑波大学社会科学系専任講師

五年 四月 学習院大学法学部助教授

一一年 四月 学習院大学法学部助教授

一四年 四月 法務省民事局総務課法務専門職・法務省民事局付

一六年 四月 学習院大学専門職大学院法学研究科（法科大学院）教授兼法学部助教授

一九年 四月 一橋大学大学院法学研究科教授

二二年 〇月 東京大学大学院法学政治学研究科教授

令和七年 四月 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長

七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年〇月二日 第二小法廷決定
全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり部因変更手続を経なかったことに違法はないとした（全員一致）。

二 令和七年〇月二日 第二小法廷決定
コンテナ倉庫が刑法二二〇条にいう「建造物」に当たるとした（全員一致）。

三 令和七年二月二〇日 第二小法廷決定
病院の診療録中、刑事訴訟法三三條二により採用された出所不明確定記載を受審直後の被害者による申告書の認定に用いた第一審判決の認定判断を違法とした（全員一致）。

四 令和七年二月二三日 第三小法廷判決
住宅の液化石油ガス消費設備につき、無償配管の慣行のもと、配管の設置費用等に関して、所定の期間経過前に消費者が液化石油ガスの供給等契約を終了する場合に所定の金額を液化石油ガス販売事業者が支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九條にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たり、かつ、平均的な損害は零であるとして、その全部が無効になるとした（全員一致）。

五 令和七年二月二三日 第三小法廷判決
液化石油ガス供給のために戸建て住宅に設置された消費設備に係る配管等につき当該住宅に付合しており民法二四二条ただし書の適用もないとした（全員一致）。

六 令和八年一月二〇日 第二小法廷判決
弁護士がその職務に關して預かり保管する金員を管理するたに開設した「預り金口座」に係る預金債権について、それが信託財産に属する財産であるとして弁護士の固有権の差押えを排除するためには、信託契約の成立要件として少なくとも信託の目的についての合意の成立を具体的に主張する必要がある、また、信託財産に属する財産であるかどうかは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきであるとした（全員一致、意見付加）。

裁判官としての心構え

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査



投票日は **2月8日(日)**

大分県選挙管理委員会

この審査公報は裁判官から提出された原稿をそのまま印刷したものです。

(1ページ)

